

みなさんの「やりたい」を応援！

令和8年度

地域チャレンジ支援事業



阿賀町

◆◆◆ みなさんの新たなチャレンジを応援します ◆◆◆

〈地域チャレンジ支援事業〉

【目 的】 住民の皆さんが自主的に行う、地域活性化や課題解決、魅力づくりのためのチャレンジや活動の立上げ期を支援します。

【助成年限】 ●同一年度内における類似申請は、1回を限度とします。
●類似申請に継続して交付する場合は、2年を限度とします。
※類似申請かどうかは、申請内容により総合的に判断します。

【申請方法】 申請を考えている方は、政策推進課へご相談ください。
※詳細はP8に記載。

(1) 地域 チャレンジ 支援

【助成率】

一般 1 / 2
非営利 2 / 3

【助成上限額】

30万円

【対象者】

行政区、地域の各種団体、3名以上の町民で組織する団体、町内に営業所等がある法人 など

【対象経費】

地域活性化・地域課題解決を目的とした取組や小規模な試行的活動等の立ち上げ段階に係る経費

【対象にならない経費】

団体の構成員への謝金、維持運営に係る経費、個人の技術習得経費、構成員が経営する団体等への委託費、助成対象経費の5%を超える食糧費、高額な備品購入費、修繕費 など

※領収書がないもの、用途が不明なもの、取組に使用したことが確認できないものは対象外となりますので、ご注意ください。

【活動事例】

新たな地域事業の開始、地域点検、防災勉強会、新規作物導入の実証実験、外部人材を活用する事業、新たな町産品をPRする取組 など
(定期的に実施しているものは除く)

活動事例

- 【CASE①】 新事業の立ち上げ「地域の居場所・ふれあい喫茶」
空き施設を活用し、高齢者や若者が集まるカフェを創設。
テーブルや椅子、備品の購入、PRチラシに支援金を活用。
地域での見守り、相互協力、世代間交流が深まった。
- 【CASE②】 町の特産品をPR「町の認知度向上・〇〇マルシェに出展」
町内の生産者、販売者が、町の特産品を初めて参加する町外イベントでPR。
ブース代、運搬費、旅費などに支援金を活用し、出荷契約を取り付けた。
翌年以降も継続して参加し、阿賀町の認知度も向上した。
- 【CASE③】 外部人材活用「伝統行事に町外から有償ボランティア」
人材不足で伝統行事の継続が危ぶまれ、初めて町外から有償ボランティアを募集。
ボランティアへの謝礼・費用弁償、宿泊費、募集チラシに支援金を活用。
翌年以降は地域で費用を負担し、必要な人数のボランティアを募集することで行事の継続が叶った。

(2) 企画・準備 支援

【助成率】

一般 1 / 2
非営利 2 / 3

【助成上限額】

100万円

【対象者】

行政区、地域の各種団体、3名以上の町民で組織する団体、町内に営業所等がある法人など

【対象経費】

地域資源の活用、地域課題解決に向けた構想・企画段階における調査及び検討・体制づくり・その他必要な取組に係る経費

【対象にならない経費】

団体の構成員への謝金、維持運営に係る経費、個人の技術習得経費、構成員が経営する団体等への委託費、助成対象経費の5%を超える食糧費、高額な備品購入費、修繕費 など

※領収書がないもの、使途が不明なもの、取組に使用したことが確認できないものは対象外となりますので、ご注意ください。

【活動事例】

空き家活用、廃校利用、組織設立、事業参入、チャレンジショップ など

活動事例

【CASE①】 廃校活用の補助金申請の準備 「廃校の現地調査」

廃校施設をリノベーションするための補助金を申請して廃校を宿泊施設として活用するため、事前の現地調査（建物の損傷の程度、耐震性能、ライフラインの状況等）を業者に委託。地域住民との合意形成も叶い、調査結果をもとにしっかりとした事業計画等の申請書類を作成することができた。

【CASE②】 農業参入 「新たな農業法人」

本業の傍ら、新たに農業を始めるため、農地や農器具、農業資材を準備した。無事に農業参入を果たし、地域農業の担い手不足の解消につながった。将来的には農業生産法人を立ち上げ、農地集約と地元雇用を拡大していく。

【CASE③】 商店街活性化 「チャレンジショップ」

出店期間中に商店街のイベントに参加してもらうなど、商店街とのマッチングを行った。既存店主との交流を促すことで、空き店舗への本出店をスムーズにすることができた。

(3) 特産品開発 ・魅力向上 支援

【助成率】

2 / 3

【助成上限額】

50万円

【対象者】

町内に事業所を有する事業者

【対象経費】

町の特産品開発、既存商品の改良、パッケージ等の作成・改良に係る経費

【対象にならない経費】

事業所の構成員への謝金、維持運営に係る経費、構成員が経営する団体等への委託費、助成対象経費の5%を超える食糧費 など

※領収書がないもの、使途が不明なもの、取組に使用したことが確認できないものは対象外となりますので、ご注意ください。

【活動事例】

町の特産品となり得る商品の新規開発、既存商品の改良、商品パッケージやラベル・放送資材の作成または既存のものものの改良など

活動事例

【CASE①】規格外品の活用 「新商品の開発」

市場に出せない規格外の農産物を加工し、新たな特産品を開発。

専門家と連携したレシピ作りにより、素材の良さを活かして商品化に成功し、高単価で販売することができるようになった。

【CASE②】伝統の味を“見せるデザイン”へ 「パッケージ改良」

味には自信があるものの、デザインが古くなっていた既存商品をリニューアル。

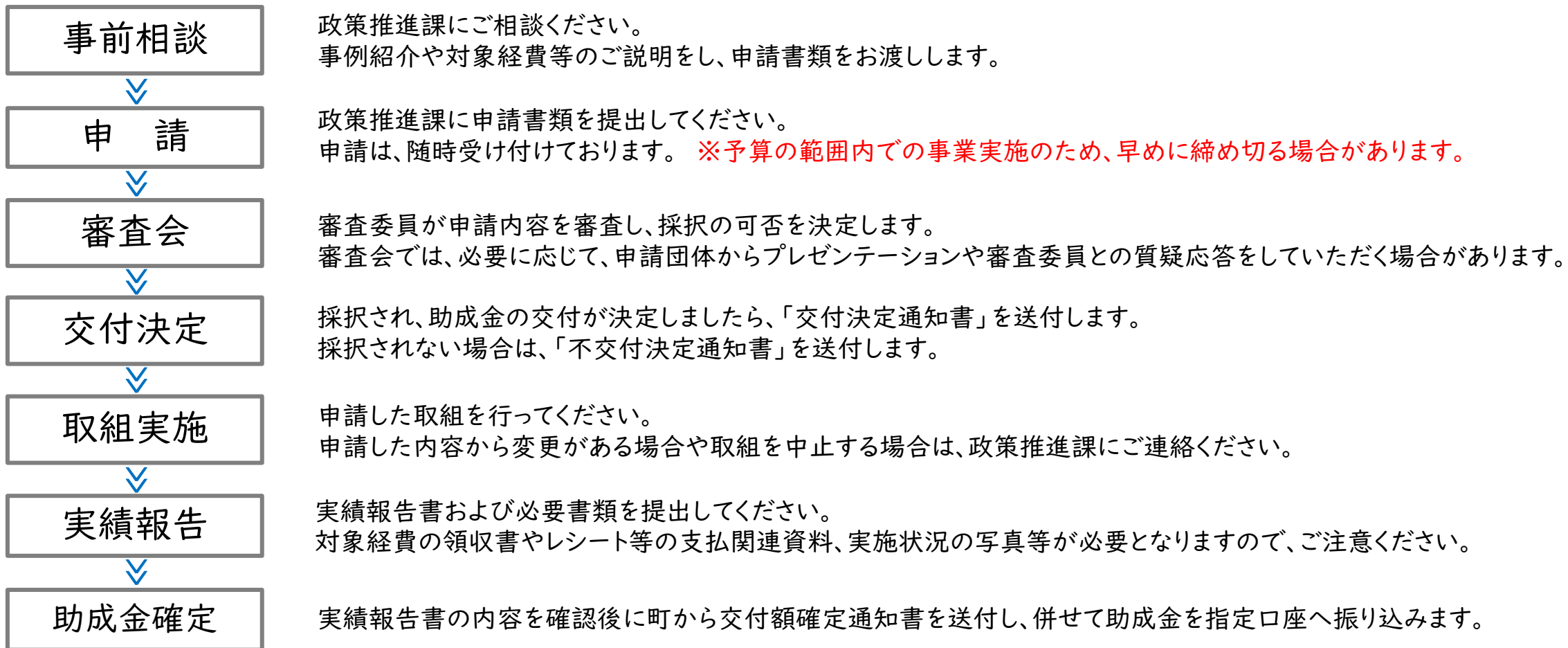
ターゲット層に響く洗練されたパッケージデザインに一新したことで、都市部のセレクトショップや贈答用としての新規の注文が増えた。

【CASE③】統一ブランドの構築で、発信力のある商品群へ「ラベルデザインの統一」

特産品の魅力をより直感的に伝えるため、バラバラだった商品ラベルのデザインを統一し、ブランドロゴを導入した。

助成金の申請から実績報告までは、下記のような流れで行います。

【事業活用の手続き】



ご相談・お問い合わせは…

〒959-4495

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

阿賀町 政策推進課 企画係

電話 0254-92-3114

FAX 0254-92-5479